

秦野市公園等美化ボランティア推進事業実施要領

(目的)

- 1 この要領は、市民にとって身近な公共空間である都市公園、都市緑地等（以下「公園等」という。）の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援し、公園等の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民等と本市が協力してきれいな公共空間を創出することを目的とする。

(美化ボランティアの活動内容)

- 2 公園等の美化活動を行う市民等のボランティア（以下「美化ボランティア」という。）の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の清掃及び除草
- (2) 公園等の維持管理に必要な情報の提供
- (3) その他活動区域内の美化に必要な活動（花壇の管理、樹木の剪定等）

(美化ボランティアに対する支援)

- 3 本市は、美化ボランティアの活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 公園等の美化活動に必要な物品等の支給及び貸与
- (2) ボランティア活動保険の加入
- (3) 活動標示板の設置
- (4) その他美化活動に必要な事項

(参加の届出)

- 4 本事業に参加しようとする個人又は団体は、市長に公園等美化ボランティア活動届出書（第1号様式）を提出するものとする。

(合意書の締結)

- 5 市長は、前項の届出があった場合において、その内容が適当と認めるときは、美化ボランティアと合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

(報告書の提出)

- 6 前項の合意書を取り交わした美化ボランティアは、毎年度末までの公園等美化ボランティア活動報告書（第3号様式）を4月10日までに提出するものとする。

(活動中止の届出)

- 7 美化ボランティアは、活動を中止するときは、公園等美化ボランティア活

動中止届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（庶務）

8 公園等美化ボランティア推進事業の庶務は、都市公園主管課において処理する。

（施行期日）

9 この要領は、平成15年6月1日から施行する。